

消費者支援ネット

ニュースレター

〒400-0834

甲府市 落合町 59-2

電話055-243-2443

FAX055-241-0597

Mail info@yamanashi-csnet.jp

消費者講座「トラブルに巻き込まれないためのスマホ攻略塾」開催報告

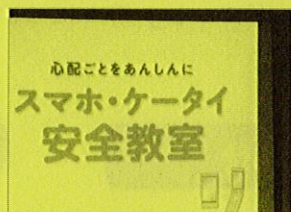


1 日 時：10月17日（火）13時30分～15時、「ぴゅあ総合」、参加者28人。

講 師：上島あいさん（ドコモ安全教室インストラクター）

2 主催者挨拶：大塩副理事長。 スマホ利用が増える中トラブルも増えています。特に中・高校生の利用増加は顕著で、若者の消費者被害の増加が心配されています。本日の講座内容を学び・活かすことで消費者被害減少につながるよう、参加されたみなさまが周囲に呼び掛けていただくことを期待しています。

3 講演内容



講師：上島あいさん

◇ 「使用時の公共の場でのマナー、料金、個人情報の保護など」「トラブル（振込め詐欺・還付金詐欺・その他特殊詐欺など）に巻き込まれない為の対処方法」などを分かりやすく講演頂きました。
以下、概要を報告します。

- ・公共の場の使用ルールやマナー、基本料金について（料金が掛かる場合と掛からない場合の説明）
- ・SNS使用留意点や不正アプリ留意点、GPS機能の使い方についての説明
- ・振込め詐欺、還付金詐欺、特殊詐欺などの実例を動画で分かりやすく紹介された
- ・「知らない電話番号からの着信には注意！（掛け直すと相手に電話番号を知られてしまう）」
- ・「知らないところからの一方的な迷惑メールは受信拒否設定をする（対策は、よく知っている知人や購入した店舗で受信拒否を設定してもらう）」
- ・「情報を見ているうちに有害なサイトに入って料金を請求される（対策は、有害なサイトに繋がらないように購入店でフィルタリングサービスを設定してもらう）」



4 アンケートから：主なご意見について。

- ・非常に便利である一方、高リスクであることに納得しました。
- ・スマホで写真を撮るとき、GPS機能を切ることが大切（切らないと写真情報が拡散されて、「不特定多数者」にも情報として配信され、本人や場所などが特定され、被害等の可能性が出てくること）など、多くの点で参考になった。



やまなし消費者支援ネットからの
「お知らせ」と「ご協力」のお願いです。

弁護士・司法書士・消費生活相談員など専門家委員会による、活動実績のお知らせ

- 弁護士・司法書士・消費生活相談員による事業者の不当表示等を調査し、
是正勧告申入れなどを行なう「検討委員会」の是正実績事例です ●●
- (1) 県内の2つの「マラソン大会」・「ロードレース」参加案内・規約において、消費者契約法8条、
10条等に違反し、消費者の権利を不当に制限する条項等については是正申入れを行なう。
* 2団体共に違反（一切返金しない、大会中の傷病措置等の免責）を認め、是正するとの回答があった。
- (2) 地元新聞紙での、「消火器販売広告」において、特商法第2条等に違反している旨、申入れを行なう。
* 特商法違反（通信販売であることの表示なし）等を認め、是正するとの回答があった。
- (3) サメ軟骨販売事業者に、「具体的な効能」、「一日の適切な摂取量」、「販売価格」等、問合せを行なう。
* 事業者から具体的回答は無く、すでに事業を終了している旨の回答があった（回答内容適否を再確認中）。
- (4) その他、「スポーツクラブ」、「メディカルスクール」、「カードローン」等々について、問合せ及び約款
等の説明内容について継続して検討しています。



消費者・専門家による、消費者目線での活動実績のお知らせ

- 消費者中心の活動委員会では「はてな(?)」と思う勧誘チラシや広告の表示について、
事業者に適切な表示を申入れます。その、改善実績事例です ●●
- (1) ベルーナグループの「ホテル・旅館等宿泊予約」の広告チラシで、「使い道の無い優待券」、「宿泊の料
金体系表示が一部施設しか表示がない」ことについて改善の申入れを行なう。
* 事業者から、申入れに沿って改善報告があり、次の広告で実際に改善を確認した。
- (2) アサヒカルピスウエルネスの「しなやか+EPA&DHA」広告において、「初回割引料金表示に対し、
割引料金で拘束の定期コース3回分合計料金の表示」、「効能を誤解させる表示の改善」を申入れる。
* 事業者から、申入れに沿って改善すること、及び文字大きさも8ポイント以上に改善する回答があった。
- (3) 世田谷自然食品化粧品「広告のイラストの色調を変える」など誤解を与える表示の改善を申入れる。
* 事業者から、申入れの通りにイラスト表示を改善する回答があり、次の広告で改善表示を確認した。



と一緒に活動いただける方、また消費者支援ネット活動を支えていただくための、ご協力のお願いです

◇事業者の不当表示等差止めなど消費者支援を強化するために、総理大臣による「適格消費者団体」認定が
必要です。私たちも認定申請に向け準備を進めています（現在19の団体が認定を受けています）。
・認定には専門家及び消費者目線での被害未然防止等の活動、安定した正会員数・財政基盤が必要です。
・皆様のご加入ご協力をお願いします。どなたでも「正会員・賛助会員」に加入できます。詳細はご連絡後
に郵送いたします。年会費はすべて活動や運営の諸経費に使われ人件費予算は0円です。現在、弁護士・
司法書士・消費生活相談員が合計約40名、学識経験者・消費者（賛助会員含む）など合わせて100名
余の個人・団体がボランティアで活動しています。消費者被害防止に意欲のある皆様をお待ちしています。

◇連絡先：055-243-2443 Fax 055-241-0597

やまなし消費者支援ネット事務局。〒400-0834 甲府市 落合町 59-2

